

剣淵町の財政健全度

「数字で見る剣淵町のお財布事情」

健全化判断比率とは、自治体の

財政破たんを未然に防ぐため、財政状態が健全であるかどうかを判断する指標です。

平成19年6月に法律が制定され、全ての地方公共団体に公表が義務付けられました。

なりません。

公営企業会計も同様で、図3の指標のうち資金不足比率が基準を超えた場合は経営健全化計画を定めて健全化に努めなければなりません。

標準財政規模とは、自治体が標準的な状態のとき、通常収入されるであろう経常的一般財源の規模のこと。

「▼用語解説」

①実質赤字比率

一般会計の赤字額が標準財政規模に対してどの程度になるかを示す比率で、一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

※標準財政規模とは、自治体が標準的な状態のとき、通常収入されるであろう経常的一般財源の規模のこと。

▼公表する比率【図1】

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率
- ⑤資金不足比率

①～④の指標（以下「健全化判断比率」と言います。）と、公営企業（簡易水道事業・下水道事業）の⑤資金不足比率を公表することになっています。

▼健全化に関する指標【図2・3】

図2の指標のうち健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準（以下「基準」と言います。）を超えた場合は財政健全化計画を定め、健全化に努めなければ

③実質公債費比率

一般会計などが負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、借入金の返済額およびこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

※元利償還金・準元利償還金とは、地方債などの借入金に係る返済金とそれに準ずる返済金のこと。

②連結実質赤字比率

全ての会計を対象とした実質赤字（または資金不足）の標準財政規模に対する比率で、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての財政運営の深刻度を示すものです。

一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、地方公共団体の一般会計などの借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担など、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうか示すものです。

⑤資金不足比率

公営企業の資金不足額の事業の規模に対する比率で、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。



【図1】比率の算定となる剣淵町の会計区分

比率の算定区分 会計区分	一般会計	公営事業 会計 (※1)	公営企業 会計 (※2)	第三セクター 株レークサ イド桜岡
①実質赤字比率	○			
②連結実質赤字比率	○	○	○	
③実質公債費比率	○	○	○	
④将来負担比率	○	○	○	○
⑤資金不足比率			○	

※1 国民健康保険事業特別会計、国民健康保険町立診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計

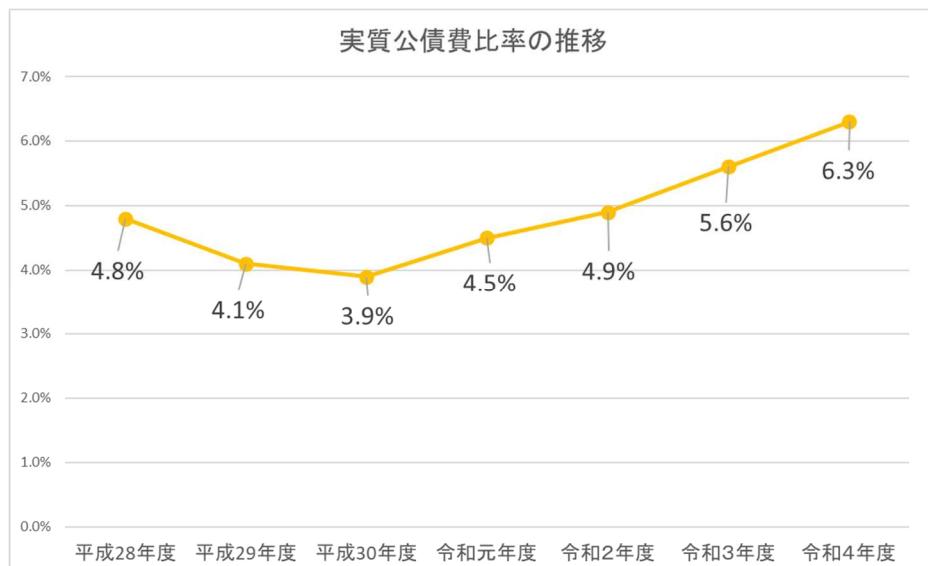
※2 簡易水道事業会計、下水道事業会計

【図2】早期健全化・再生に関する指標

(単位 : %)

区分	令和4年度 決算数値	令和3年度 決算数値	早期健全化 基準	財政再生 基準
①実質赤字比率	—	—	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	—	—	20.0	40.0
③実質公債費比率	6.3	5.6	25.0	35.0
④将来負担比率	—	—	350.0	

※実質赤字額、連結実質赤字額および将来負担額がないため「ー」を掲載しています。



剣淵町の実質公債費比率は、低い数値で推移しています。

道内市町村の平均値は8.9%（速報値。札幌市を除く。）であり、道内市町村と比較すると、剣淵町の財政は健全と判断することができます。



【図3】公営企業の経営健全化に関する指標

(単位 : %)

区分	令和4年度 決算数値	令和3年度 決算数値	経営健全化 基準
⑤資金不足比率			
簡易水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	20.0

※資金不足がないため、「ー」を掲載しています。